

「千葉県浄化槽取扱指導要綱」の改正概要

1 趣旨

県では、浄化槽の取扱いに関し適切な行政指導を行うため、千葉県浄化槽取扱指導要綱において、浄化槽の届出の手続や設置基準など関係者の責務等を定めています。

浄化槽法に基づく法定検査の本県の受検率は、全国に比べて低く、受検率の向上が喫緊の課題となっていることから、法定検査に関する必要な指導を行うため、関係者の責務に新たな項目を追加します。

2 主な改正内容と理由

- (1) 保守点検業者の責務に、「BOD検査の実施体制の確保」を、指定検査機関の責務に、「BOD検査の推進」を追加

理由：法定検査の効率化を目的として導入したBOD検査の実施を促進し、法定検査の受検率向上につなげるため

- (2) 浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関の責務に、「一括契約の利用又は推進」を追加

理由：浄化槽管理者が保守点検、清掃、法定検査を一括して契約することで、法定検査申込の失念防止等が期待され、確実な受検につながるため

- (3) 保守点検業者、清掃業者の責務に、「保守点検・清掃の実施状況の電子媒体による報告」を追加

理由：保守点検・清掃の実施状況を県の浄化槽台帳に取り込むことで、廃止済みの浄化槽を台帳から除外するなど台帳整備が進み、受検率向上にも寄与するため

3 施行予定日

令和8年11月1日